



市政記者クラブ加盟社 各位

盛岡市運送事業者燃料価格高騰対策支援金の 支給要件等を変更しました

市では、燃料価格の高騰により経営に大きな影響を受けている貨物自動車運送事業者等に対して、6月から「盛岡市運送事業者燃料価格高騰対策支援金」を支給してきたところですが、このたび、次のとおり支給要件等を変更しましたのでお知らせいたします。

記

1 支給要件等の変更内容（変更箇所は下線部分です。）

(1) 支給要件の拡大

(変更前) 岩手県が実施する運輸事業者運行支援緊急対策支援事業[第2弾]による支援を受けている事業者であること。

↓

(変更後) 岩手県が実施する運輸事業者運行支援緊急対策支援事業[第2弾**又は第3弾**]による支援を受けている事業者であること。

(※ 県の支援事業[第2弾]の支給決定を受けられなかった方は、県の支援事業[第3弾]の支給決定を受けることにより支給対象となります。)

(2) 申請期間の延長

(変更前) 令和5年6月12日（月）～令和5年9月15日（金）

↓

(変更後) 令和5年6月12日（月）～令和5年11月30日（木）

2 変更の理由

県の支援事業[第2弾]（6/16〆切）に申請しておらず、市支援金の支給要件を満たさない事業者に対応するため、県の支援事業[第3弾]（10/31〆切）の支給決定を受けた者を支給要件に追加するもの。また、これに伴って申請期限を延長するもの。

3 その他

- 市支援金の支給は1事業所につき1回限りです。既に市支援金の支給決定を受けている事業者が重ねての支給対象となるものではありません。
- 予算の上限に達した場合、申請受付を終了しますので御留意願います。

4 添付資料

事業概要リーフレット【R5.9.12改正版】

【問合せ先】

経済企画課長 小野 哲治
TEL：019-613-8298

盛岡市運輸事業者運行支援緊急対策支援事業
盛岡市運送事業者燃料価格高騰対策支援金
事業概要

【重要】 支給要件等を次のとおり変更しました。(変更箇所は下線部分です。)

①支給要件の拡大

(変更前) 県支援事業[第2弾]による支援を受けている事業者であること。

↓

(変更後) 県支援事業[第2弾**又は第3弾**]による支援を受けている事業者であること。

(※ 県支援事業[第2弾]の支給決定を受けられなかった方は、県支援事業[第3弾]の支給決定を受けることにより支給対象となります。

なお、既に本支援金の支給決定を受けている事業者は重ねて支給対象とはなりません。)

②申請期限の延長

(変更前) 令和5年6月12日(月)～令和5年9月15日(金)

↓

(変更後) 令和5年6月12日(月)～令和5年**11月30日(木)**

最新情報や申請様式データは盛岡市ホームページからご確認ください。

【市ホームページ】盛岡市運送事業者燃料価格高騰対策支援金

<https://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/1026070/shogyo/1043033.html>

(ページの位置： トップページ > 事業者の皆さんへ > 産業 > 商業)

1 事業目的

全国的な燃料価格高騰により、経営に大きな影響を受けている貨物自動車運送事業者等に対し緊急的支援が必要であることから、当該影響を緩和し、貨物輸送の安全、安定した運行を支援することを目的とし、支援金を支給するものです。

2 支給対象事業者 (次のいずれにも該当する事業者で1事業者につき1回限り支給可)

(※ P5「図 支給対象事業者要件チェックフロー」も御参照ください。)

- 岩手県が実施した運輸事業者運行支援緊急対策支援事業(第2弾:申請受付期間が令和5年4月3日からのもの又は第3弾:申請受付期間が令和5年8月1日からのものに限る。以下「県事業支援金(第2弾又は第3弾)」という。)の支給決定を受けた者*

*支給要件を拡大しました。県支援金(第2弾)の支給決定を受けられなかった方は、県支援金(第3弾)の支給決定を受けることにより支給対象となります。(R5.9.12改正)

- ・ 貨物自動車運送事業者のうち市内に本社を有するもの、岩手県内に本社を有するもので市内に営業所を有するもの、市内に営業所を有する中小企業者又は市内に住所又は事業所を有する個人事業主
- ・ 支援金の受領後も市内で貨物自動車運送事業を継続する意思がある者
- ・ 盛岡市暴力団排除条例（平成27年条例第9号）第9条第1項各号に掲げる者でないこと。

注意事項

- ・ 申請及び受給は1事業者につき1回限りです。既に申請済みの方は重ねて申請することはできません。
- ・ 予算の上限に達した場合、申請受付を終了しますのでお早めに申請ください。

3 支給対象車両（次のいずれにも該当する車両）

※ 「表 支給対象車両要件」も御参照ください。

- ・ 申請書提出時点において、現に事業用（営業用）として保有する車両（貨物軽自動車を含み、被けん引車を除く。）。
- ・ 市内を使用の本拠として、東北運輸局岩手運輸支局又は軽自動車検査協会岩手事務所に登録されている車両。

【表 支給対象車両要件】（以下のすべてに該当する車両が対象です。）

自動車検査証の欄	対象要件
登録年月日/交付年月日	申請日以前であること。
車両番号 地域名	「岩手」又は「盛岡」であること。
自動車の種別	—（問わない。ただし、被けん引車を除く。）
用途	「貨物」であること。一部「特種」の場合あり。（※）
自家用・事業用の別	「事業用」であること。 （ナンバープレートが緑地、軽自動車は黒地）
使用者の氏名又は名称	申請者と同一であること。
使用の本拠の位置	市内住所であること。
有効期間の満了する日	申請日以降であること。

（※ 軽自動車にあつては、用途「乗用」であっても車検証備考欄等にて貨物用途に供するものであることが確認できる場合は対象です。）

4 支援金額

支給対象車両の台数に **23,000 円** を乗じた額を支給します。

(例) 支給対象車両数 10 台 × 23,000 円 = 230,000 円

5 申請受付期間

令和 5 年 6 月 12 日 (月) ~ 令和 5 年 11 月 30 日 (木) *

※ 郵送の場合は当日消印有効

* 申請期限を延長しました。(R5.9.12 改正)

注意事項 (再掲)

- ・ 申請及び受給は 1 事業者につき 1 回限りです。既に申請済みの方は重ねて申請することはできません。
- ・ 予算の上限に達した場合、申請受付を終了しますのでお早めに申請ください。

6 申請書類

- (1) 支給申請書兼請求書 (様式 A)
- (2) 盛岡市支給対象車両一覧 (様式 B)
- (3) 役員等名簿 (様式 C)
- (4) 県事業支援金(第 2 弾又は第 3 弾)の支給決定通知書の写し
 - 紛失等により提出が困難な場合は御相談ください。
- (5) 対象車両の自動車検査証の写し (電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項)
 - 盛岡市支給対象車両一覧 (様式 B) に記載した全て車両の分を提出してください。
 - 盛岡市支給対象車両一覧 (様式 B) の整理番号を当該車両の自動車検査証等の写しに記入(手書き可)してください。
- (6) 【申請者が法人の場合】履歴事項全部証明書 (発行から 6 か月以内のもの) の写し
 【申請者が個人の場合】本人確認書類の写し
- (7) 支援金振込先口座に関する情報が確認できる書類 (預金通帳の写し等)

※ (3) 及び(6)については、現に盛岡市の入札参加資格者等名簿に登録されている場合は提出不要です。

7 申請方法

支援金の支給を受けようとする場合は、上記の申請書類を下記申請先へ郵送してください。

注意事項（再掲）

- ・ 申請及び受給は1事業者につき1回限りです。既に申請済みの方は重ねて申請することはできません。
- ・ 予算の上限に達した場合、申請受付を終了しますのでお早めに申請ください。

8 支援金の振込みについて

申請書類等の受付、審査が完了次第、指定の口座に支援金を振込みます。

9 申請先

盛岡市商工労働部経済企画課

〒020-8531 盛岡市若園町2番18号 盛岡市役所若園町分庁舎2階

TEL : 019-613-8298 (直通)

【図 支給対象事業者要件チェックフロー】

